

埼玉県消防団応援プロジェクト実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域、企業、行政及び関係団体が一体となって地域防災の要である消防団を応援する機運を醸成するとともに、消防団員の入団を促進し、もって地域防災力の向上を図ることを目的とする埼玉県消防団応援プロジェクトの実施に関し、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 埼玉県消防団応援プロジェクト 消防団員及びその家族が、消防団応援の店において優遇サービスを受けることができる事業をいう。
- (2) 消防団員 埼玉県内の市町村の消防団員をいう。
- (3) 消防団応援の店 埼玉県消防団応援プロジェクトの趣旨に賛同し、消防団員及びその家族に優遇サービスを提供する店舗、施設、事業所、企業等をいう。
- (4) 表示証 消防団応援の店が掲示できるステッカーをいう。
- (5) 優遇サービス 消防団応援の店が消防団員及びその家族に提供する、利用料金若しくは商品価格の割引、記念品若しくは飲食物の進呈又は買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスをいう。また、イベント会場の提供など消防団の活動に協力する各種サービスを含むものとする。
- (6) 消防団員カード 消防団員が、消防団応援の店でカードの提示による優遇サービスを受けるために交付するカードをいう。

(事業主体)

第3条 この事業は、埼玉県（以下「県」という。）及び公益財団法人埼玉県消防協会（以下「協会」という。）が相互に協力して実施するものとする。

(登録)

第4条 消防団員に優遇サービスを提供しようとする店舗、施設、事業所、企業等（以下「事業所」という。）は、消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により、県に登録を申請するものとする。

- 2 前項の申請は、原則として店舗ごとに行うものとする。ただし、店舗が複数ある場合で県が必要と認めるときは、一括して申請することができる。
- 3 県は、申請の内容を審査し適当と認める者を消防団応援の店に登録する。ただし、次に掲げる事業所については登録しない。
 - (1) 宗教活動及び政治活動を行う事業所
 - (2) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する事業所
 - (3) 各種法令等に違反している事業所又はそのおそれのある事業所
 - (4) 前各号に定めるもののほか県が適当でないと認める事業所

(表示証)

第5条 県は、事業所を登録したときは、事業所に対し表示証（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 表示証の交付を受けた事業所は、消防団応援の店と称するものとする。

3 消防団応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を掲示できるものとする。

(1) 店舗等の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告物

(消防団応援の店の役割)

第6条 消防団応援の店は、自らの責任のもとで、優遇サービスを提供するものとする。

2 消防団応援の店は、県又は協会が行う消防団に関する事業の広報（チラシの配架、ポスターの掲示等をいう。）に協力するよう努めるものとする。

(消防団員カード)

第7条 県は、消防団員に消防団員カード（様式第3号）を県及び協会の連名で発行する。

2 消防団員カードの発行は、協会に委託することができる。

3 消防団員は、消防団応援の店からカードの提示による優遇サービスの提供を受けようとするときは、消防団応援の店に対し、消防団員カードを提示しなければならない。

4 消防団員カードの使用に当たり、消防団員は、消防団員カードの所定の位置に氏名を記入しなければならない。

5 消防団員は、消防団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

6 消防団員カードの汚損・紛失等により再発行を希望する消防団員は、市町村（消防団事務を一部事務組合等が実施している場合は当該一部事務組合等。以下、「市町村等」という。）を通じて消防団員カード再交付申請書（様式第4号）を県に提出することにより再交付を受けることができる。

7 市町村等は、退団等により消防団員でなくなった者の消防団員カードを回収し廃棄する。

(事業所の公表)

第8条 県は、消防団応援の店の情報を協会及び市町村等と共有するとともに、県が運営するホームページ等により公表するものとする。

2 協会及び市町村等は、県から消防団応援の店の情報を提供されたときは、協会及び市町村等が運営するホームページ等で広報するよう努めるものとする。

(登録の取消し)

第9条 県は、消防団応援の店が事業を廃止したとき、優遇サービスの提供を停止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第4条第3項各号に掲げる事業所に該当することが明らかになったときは、当該登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された事業所は、消防団応援の店と称することはできない。また、速やかに表示証を県へ返納しなければならない。

(登録事項の変更等)

第10条 消防団応援の店は、登録事項に変更があったときは消防団応援の店内容変更・廃止届（様式第5号）を、県に提出しなければならない。

2 消防団応援の店は、事業を廃止したとき又は優遇サービスの提供を停止したときは、消防団応援の店内容変更・廃止届（様式第5号）を県に提出しなければならない。なお、この場合の表示証の取扱いについては、前条第2項を準用する。